

# 教育大綱と第3期教育振興基本計画の改定に向けて

令和7年3月17日 総合教育会議  
企画財政課  
教育推進課

## 1 法律上の位置づけ

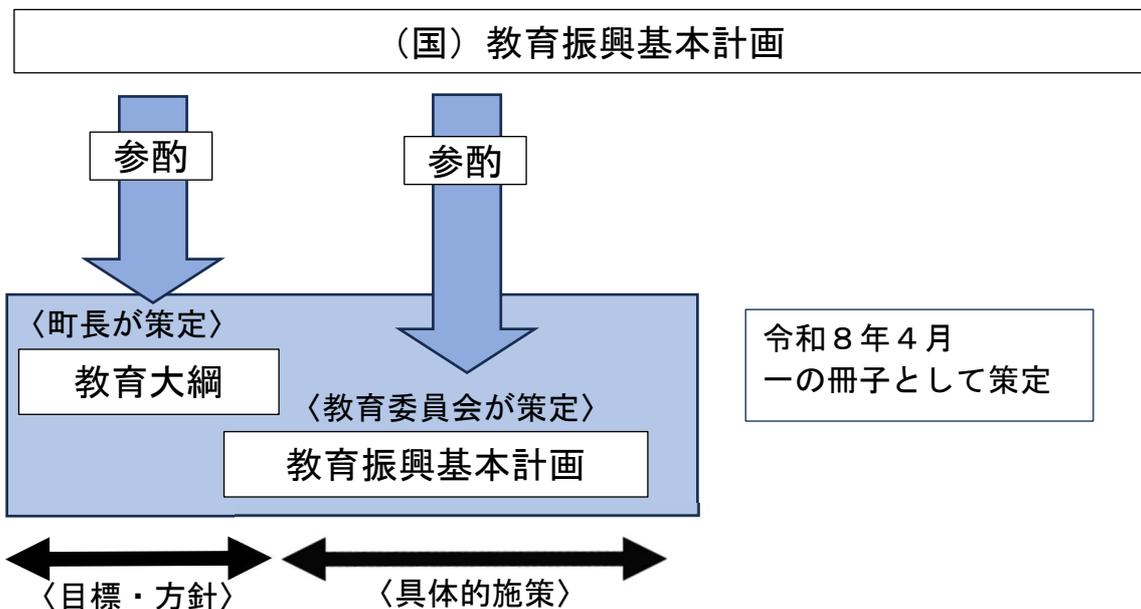
区分	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長（町長） ※総合教育会議において協議	地方公共団体（教育委員会）
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第4期計画（令和5年6月16日閣議決定）令和5～9年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

## 2 町の策定状況

区分	大綱	教育振興基本計画
策定期期	平成28年3月	第1期 平成28～令和2年度 第2期 令和3年度～7年度

## 3 宮代町教育大綱と宮代町教育振興基本計画の改定に向けて

（案）教育大綱と教育振興基本計画を並行して改定し、一の冊子として作成する。



#### 4 策定スケジュール案

	総合教育会議 (教育大綱)	教育委員会 (教育振興基本計画)
2月		
3月	総合教育会議① 「教育大綱」の改定方針の確認	
4月		定例教育委員会① ・「基本計画」改定方針の確認
5月		(事務局検討:「基本計画」骨子、構成)
6月		定例教育委員会② ・「基本計画」骨子、構成確認
7月		定例教育委員会③ ・「基本計画」骨子、構成確認
8月	総合教育会議② ・「教育大綱」骨子、構成確認	
9月		定例教育委員会④ ・「基本計画(案)」協議
10月		定例教育委員会⑤ ・「基本計画(案)」協議
11月	パブリックコメント公示 意見提出(20日間以上) パブリックコメント終了 意見まとめ	
12月	総合教育会議③・「教育大綱」審議	定例教育委員会⑥ ・「教育振興基本計画」審議
1月	・パブリックコメント意見回答(HP)	
2月	「教育振興基本計画&教育大綱」改定を町議会へ報告	
3月		
4月	「新教育大綱・教育振興基本計画」スタート	

## (参考)

### 関係法令抜粋

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

#### 【教育基本法】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 大綱に関する文部科学省の考え方

（平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

#### (1) 定義

○ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

#### (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない